**変動型最低制限価格制度の導入について（令和３年５月より適用）**

**本市では、最低制限価格の漏えいを防止するため、変動型最低制限価格制度（ランダム係数型）を導入するとともに、入札締切後に最低制限価格（調査基準価格及び失格基準価格）を算出・設定することとしました。**

１　対象案件

　　前橋市、前橋市水道局発注の建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等において競争入札に付するもの。

**【建設工事】　　　　　　　　　　　　　：設計金額１３０万円超**

**【測量、建設コンサルタント業務等　】　：設計金額５０万円超**

２　開始日

　　**令和３年５月１７日以降に指名通知及び入札公告を行う案件から**

３　変動型最低制限価格の算定方法

　**最低制限基礎額×ランダム係数＝最低制限価格**

４　ランダム係数の算出方法

　　０.９９５から１.００５の範囲で０.００１刻みの１１通りの数値を無作為に発生させる。

※入札締切後、パソコンよりランダムに係数を発生させる。

５　最低制限基礎額算出方法

下表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④の合計額とする。

【建設工事】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ① | ② | ③ | ④ |
| 建設工事 | 直接工事費×9.7/10 | 共通仮設費×9/10 | 現場管理費相当額×9/10 | 一般管理費相当額×5.5/10 |

※ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に9.2/10を乗じて得た額とし、7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に7.5/10を乗じて得た額とする。

【測量、建設コンサルタント業務等】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ① | ② | ③ | ④ |
| 測　量 | 直接測量費 | 測量調査費 | 諸経費×4.8/10 | 　 |
|
| 建築関係建設コンサルタント業務 | 直接人件費 | 特別経費 | 技術料等経費×6/10 | 諸経費の額×6/10 |
|
| 土木関係建設コンサルタント業務 | 直接人件費 | 直接経費 | その他原価×9/10 | 一般管理費等×4.8/10 |
|
| 土木関係建設コンサルタント業務 | 直接人件費 | 直接経費 | 技術経費×6/10 | 諸経費×6/10 |
| 地質調査業務 | 直接調査費 | 間接調査費×9/10 | 解析等調査業務費×8/10 | 諸経費の額×4.8/10 |
|
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費 | 直接経費 | その他原価×9/10 | 一般管理費等×4.5/10 |
|
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費 | 直接経費 | 技術経費×6/10 | 諸経費×6/10 |

※測量について、予定価格に8.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に8.2/10を乗じた額とする。また、予定価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に6/10を乗じて得た額とする。建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務について、予定価格に8/10を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に8/10を乗じた額とする。また、予定価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に6/10を乗じて得た額とする。地質調査業務について、予定価格に8.5/10を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に8.5/10を乗じた額とする。また、予定価格に2/3を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に2/3を乗じて得た額とする。

６　最低制限価格の入札書提出後の算出

【現行】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　←秘密情報が漏えいするおそれのある期間

【見直し後】

【改正後】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 作成時期 | 公表時期 | 備考 |
| 現行 | 予定価格 | 指名通知・入札公告前 | 事後公表（契約締結後） | 「指名通知から入札までの間」に秘密情報が漏えいするおそれのある期間が生じる。 |
| 最低制限価格 |
| 見直し後 | 予定価格 | 指名通知・入札公告前 | **事前公表**（指名・公告時） | 「指名通知から入札までの間」に職員が秘密情報を有しないため、秘密情報が漏えいするおそれのある期間が生じない。 |
| 最低制限価格 | **入札締切後** | 事後公表（契約締結後） |

７　その他

低入札価格制度の対象となる設計金額１億円以上の建設工事においては、「最低制限価格」を「失格基準価格」と読み替えて適用する。